

令和7年度児童虐待防止に係る広報啓発業務 企画提案募集要項

1 趣旨

児童虐待の早期発見及び早期対応を目的に、SNS等を活用した通告・相談等の普及啓発を実施する者を選定するための公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 業務の実施にあたり、兵庫県（以下、「委託者」という。）との打ち合わせ等に適切に対応することができること。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加の資格制限を受けている者

イ 応募図書の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

- (1) 委託内容

別添委託仕様書のとおり。

- (2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

- (3) 事業費

3,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 プロポーザルに係る手続

- (1) 応募期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月15日（金）までの間（土・日・祝日除く）の各日午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

応募図書は、持参若しくは郵送とすること。提出にあたっては、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年8月15日（金）午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月8日（金）までの間（土・日・祝日除く）の各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参または電子メール（jidokatei@pref.hyogo.lg.jp）により事務局に提出すること。

※ 提出後、電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年8月13日（水）までに質問者に回答する。

(5) 応募図書

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 企画提案書（様式任意・A4縦片面印刷4枚以内）

エ 実施体制計画書（様式第3号）

オ 経費積算見積書（様式第4号）

カ その他提案内容を説明する書類（様式任意・A4片面印刷）

キ 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの。副本には写しを添付）

① 消費税又は地方消費税に滞納のない証明国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

② 兵庫県税に滞納のない証明地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※ 兵庫県税について、課税実績がない場合は誓約書（様式第5号）

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

5 審査

(1) 審査方法

ア 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ企画提案審査委員会において内容を審査する。

イ 企画提案審査委員会において、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。

企画提案審査委員会の実施予定は以下のとおり。

(ア) 日時

令和7年8月22日（金）午後1時以降

(イ) 場所

兵庫県庁周辺

(ウ) 実施方法

- ① 出席者は3名以内とする。
- ② 各応募者の持ち時間は25分（説明10分、質疑応答15分）とする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配布は原則認めない。
- ④ 原則対面（会場）による実施とするが、オンライン参加を希望する場合は、応募図書提出時に予め申し出ること。

Microsoft Teamsによる接続を基本とするが、接続上のトラブルにより出席できない場合等は考慮しない（会場にプロジェクター及びスクリーンは用意する）。

(エ) 審査基準

評価項目	評価の視点	配点
基本事項	業務内容、実施方法の妥当性、実行可能性、費用対効果等	10点
企画構成	企画全体のコンセプト、企画構成本（主なターゲットである子どもやその保護者が関心をもてる内容か、広告期間・時間帯・方法等が適切か、多くの県民に効果的に啓発できる創意工夫を凝らした活用方策か等）	15点
実施体制	業務の実施体制、ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等	10点
その他	その他業務を遂行するにあたっての創意工夫等	10点
合 計		45点

(オ) 必要に応じて、提案者に対して、個別に内容の確認や資料の追加提出の依頼、ヒヤリング等を行う場合がある。

(2) 審査結果

通知審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問い合わせには応じられない。

(3) 失格

直接又は間接に公平な審査に支障を来した場合、失格とすることがある。

6 業務内容等

- (1) 委託者は、業務を委託する者として選定された者（以下、「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その他の内容について、協議し、調整を行う。

この協議・調整において、委託者と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- (2) 契約形態は、原則として精算契約とし、契約条項は後日示す。
- (3) 契約締結は、審査結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、委託契約書及び委託仕様書に従って事業を実施する。
- (4) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を委託者に提出すること。
- (5) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、委託者は当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。
- (6) 本業務の成果物等の著作権、所有権は、全て委託者に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、選定業務者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (7) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

7 事務局

兵庫県福祉部児童家庭課 児童福祉班 田中

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 1号館5階

代表番号：078-341-7711（内線：73564）

メールアドレス：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp